

# 議 案

議案第 1 号

令和 5 年度財政投融资計画補正

## 令和5年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
													自 己 資 金 等			再 計		
	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)									
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	9,810	2,770	12,580	900	230	1,130	9,010	—	9,010	19,720	3,000	22,720	(200) 6,780	(—) —	(200) 6,780	26,500	3,000	29,500
独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構	10,431	4,060	14,491	—	—	—	2,255	—	2,255	12,686	4,060	16,746	(800) 6,254	(—) —	(800) 6,254	18,940	4,060	23,000
独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	439	200	639	12	—	12	—	—	—	451	200	651	(530) 1,937	(—) —	(530) 1,937	2,388	200	2,588
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	307	—	307	—	—	—	2,200	100	2,300	2,507	100	2,607	(21,745) 21,909	(△100) △ 100	(21,645) 21,809	24,416	—	24,416
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,000	1,000	4,000	400	500	900	3,500	—	3,500	6,900	1,500	8,400	(6,400) 17,900	(—) 500	(6,400) 18,400	24,800	2,000	26,800
食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 外 25機 関	103,112	—	103,112	2,986	—	2,986	14,325	—	14,325	120,423	—	120,423	(9,647)	(—)	(9,647)			
合 計	127,099	8,030	135,129	4,298	730	5,028	31,290	100	31,390	162,687	8,860	171,547	(39,322)	(△100)	(39,222)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

- (注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
- 2 「自己資金等」欄の( )書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
- 3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

## 議案第 2 号

令和 5 年度財政融資資金運用計画の一部変更

## 令和5年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和5年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

### 記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
株式会社国際協力銀行	9, 8 1 0	2, 7 7 0	1 2, 5 8 0
独立行政法人国際協力機構	1 0, 4 3 1	4, 0 6 0	1 4, 4 9 1
独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構	4 3 9	2 0 0	6 3 9
株式会社日本政策投資銀行	3, 0 0 0	1, 0 0 0	4, 0 0 0

## 議案第 3 号

令和 5 年度の財政融資資金の融通条件の改定

## 令和5年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和5年度の財政融資資金の融通条件（令和4年12月21日決定）を下記のように改め、令和5年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

### 記

#### 1. 記6 株式会社国際協力銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和5年度における貸付けのうち8,385億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

#### 2. 記7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、令和5年度における貸付けのうち203億円については、40年以内（5年以内の据置期間を含む。）、797億円については、35年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,615億円については、30年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,782億円については、25年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,603億円については、20年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

#### 3. 記16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、（i）令和5年度における貸付けのうち、27億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、140億円については、10年以内、60億円については、7年以内、20億円については、5年以内  
（ii）地域公共交通融資に係る貸付けについては、8年以内（2年以内の据置期間を含む。）、8年以内、5年以内（2年以内の据置期間を含む。）又は5年以内とすることができる。

# 議案關係說明資料

# 令和5年度補正予算における財政投融资計画の追加について

令和5年11月  
財務省

総額：8,860億円（うち財政融資8,030億円、産業投資730億円、政府保証100億円）

## 成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進

### ● サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やGX等に向けた金融支援

重要物資等の供給力強化や先進的物流施設・データセンターの建設、再生可能エネルギー供給に資する送電網の整備等に対して資金供給を行う。

【日本政策投資銀行】 財政融資：1,000億円 + 産業投資：500億円

### ● 省エネ住宅の普及促進

住宅金融支援機構が発行するグリーンボンドに対し政府保証を付与することにより、省エネ性に優れた住宅の普及を促進する。

【住宅金融支援機構】 政府保証：100億円

## 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動・推進

### ● 物流革新の実現に向けた金融支援

鉄道・内航海運の輸送力増強によるモーダルシフトの推進等、物流の効率化促進に向けた資金供給を行う。

【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】 財政融資：200億円

## 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保

### ● 重要な資源確保等のための金融支援

グローバルサウス諸国等における、重要な鉱物資源にかかる日本企業のサプライチェーン強靱化等のための金融支援を行う。

【国際協力銀行】 財政融資：2,770億円 + 産業投資：230億円

### ● 開発途上国との連携促進のための財政支援

開発途上国との連携を促進するため、質の高いインフラ輸出に資する円借款等を行う。

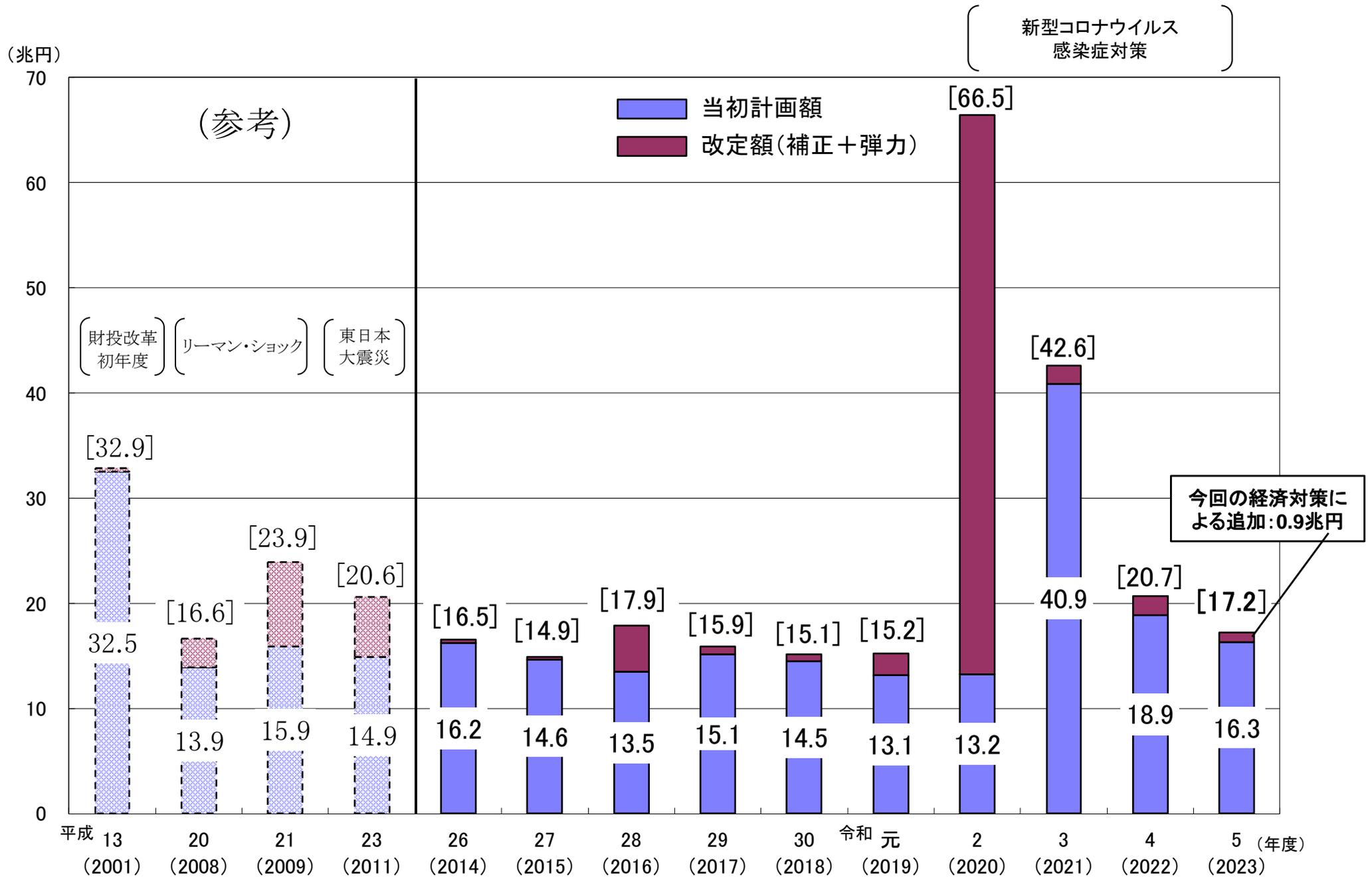
【国際協力機構】 財政融資：4,060億円

## (参考) 令和5年度財政投融资計画補正(案)の概要

(単位：億円)

機 関 名	令 和 5 年 度 当 初 計 画	令 和 5 年 度 補 正 追 加	令 和 5 年 度 補 正 追 加 後
独立行政法人国際協力機構	12,686	4,060	16,746
株式会社国際協力銀行	19,720	3,000	22,720
株式会社日本政策投資銀行	6,900	1,500	8,400
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	451	200	651
独立行政法人住宅金融支援機構	2,507	100	2,607
その他機関	120,423	—	120,423
合 計	162,687	8,860	171,547

# (参考) 財政投融资計画額の推移(フロー)



(注) 当初計画ベース。〔 〕は補正による改定額及び弾力追加額を加えた計数。